平成２４年（フ）第１８１５号
大阪市中央区瓦屋町２丁目16番２号
破産者　株式会社メリッサ.
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８４７号
大阪市生野区桃谷４丁目18番12号
破産者　有限会社野田興業
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８７７号
大阪市淀川区西三国２丁目６番24号
破産者　有限会社野田青果
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９３号
兵庫県尼崎市武庫豊町２丁目１番21―402号
破産者　株式会社エー・ビー・シー・サービス
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３０号
岡山市東区鉄191―２　アンダンテ鉄Ｂ棟102号室、住民票上の住所岡山県備前市浦伊部1099番地45
破産者　頓宮　　忍
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８１号
徳島県板野郡藍住町矢上字安任73番地の１
破産者　株式会社司組
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２０号
北海道岩見沢市一条西９丁目１番地２
破産者　株式会社前商店
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１８７号
青森県三戸郡三戸町大字貝守字葛畑52番地
破産者　有限会社サンファーム
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
茨城県石岡市旭台１丁目3019番地
破産者　晴運物流有限会社
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第９号
栃木県足利市利保町１丁目14番地２
破産者　エビシカワ物産有限会社
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第７２号
新潟市東区山の下町12番26号
破産者　江口　　集
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９４号
静岡県三島市長伏41番地の12
破産者　有限会社光永溶接工業
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1114―402
破産者　有限会社ショウエイ
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４７７号
滋賀県湖南市三雲1889番地
破産者　有限会社ノムラ工業
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０９２号
熊本市北区下硯川町1637番地
破産者　有限会社熊本エヌ・アール・セキュリティー運輸
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７１８号
熊本市北区龍田町弓削1037番地20
破産者　株式会社山勇建設
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２１２４号
埼玉県鴻巣市東４丁目５番47―503号　ガーデンストリーム鴻巣１番館
破産者　石川　高史
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５号
鹿児島県鹿児島市真砂町59番12号　南風ビル102号
破産者　中村　勝子
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
北海道釧路郡釧路町北都１丁目１番地19　夢木香208号室
破産者　元祖ラーメンめん蔵こと　黒須　力男
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４４７号
茨城県ひたちなか市大字高野2376番地30、開始決定時の住所茨城県ひたちなか市大字東石川3599番地の６
破産者　クレインサービスこと　富澤　四郎
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所